

国民年金

「免除・猶予制度」

会社を辞めたばかりでお金に余裕がない方や働いていない学生さん。
国民年金の毎月の保険料って少しツライなァ…って、思っていないですか。
でも未納のままにしておくと、将来、年金が受け取れなくなるかも。
保険料を納めるのが難しい方にぜひ知ってもらいたい制度です。

まさかのためにも
国民年金はかけておきたい。
でも開業したばかりだし、
毎月の保険料は少しツライなあ…



ご存知
ですか？

保険料を納めるのにお困りなら・・・



保険料を払うのが経済的にツライのですが、
どうすればいいですか。

国民年金の保険料を納めるのが 難しい方に知ってほしい

5つの
制度

制度
1

経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、
保険料の全額または一部が免除されます。

- * 審査対象者：本人・配偶者・世帯主
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度
2

50歳未満の方に「納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、
保険料が猶予されます。

- * 審査対象者：本人（50歳未満）・配偶者
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（7月～翌年6月）で行います。

制度
3

20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生で前年所得が基準以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます。

- * 審査対象者：学生本人
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度
4

「産前産後免除」制度

「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に
反映されます。

- * 審査対象者：国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方
- * 承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間
- * 審査は年度単位（4月～翌年3月）で行います。

制度
5

障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生（共済）年金の1級・2級の受給権者、
生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、
国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

- * 法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納められます。

ご存知
ですか？

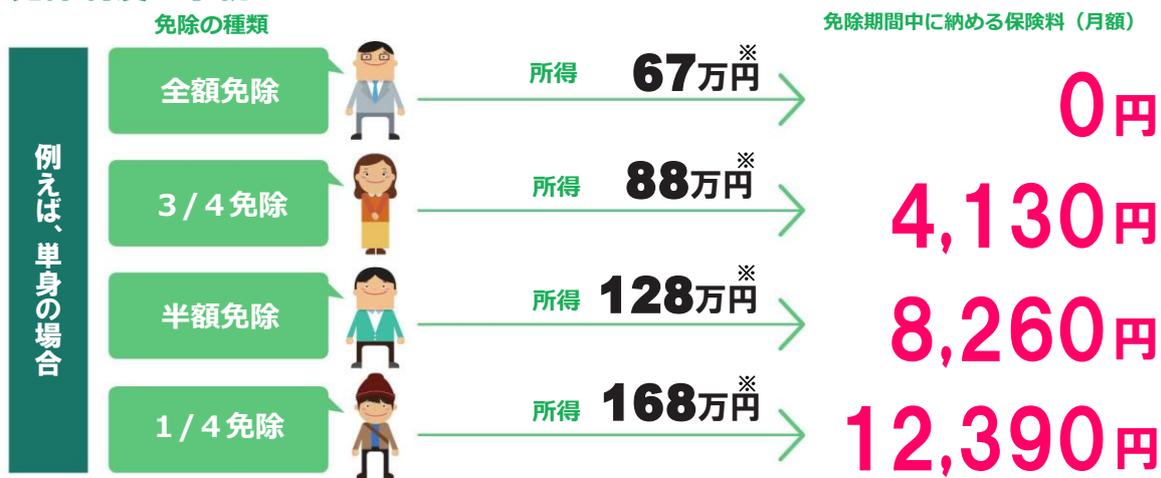
まさかに備えて、免除を受けよう

保険料を納めるのが難しい場合は
所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。

◎全額免除：保険料月額を全額を免除

◎一部免除：保険料の「4分の3」、「半額」、「4分の1」を免除 *免除申請は年度ごとの手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると (令和5年度)



※令和5年7月以降の申請の場合
※上記所得額・収入額はあくまでも目安です

免除されると将来の年金は

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	年金の受取資格	年金額	年金の受取資格
全額免除	○	8分の4	○
3/4免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
1/4免除	○	8分の7	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
保険料未納	×	×	×

！ ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めないで「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ったりします。

「学生納付特例」制度（ガクトク）

学生の間納付料を猶予し、
社会人になってから納める制度です。

- ◎学校教育法に定める、大学・大学院・短大・高等学校・専門学校などに1年以上通われている20歳以上の学生が対象です。
* 修業年数が1年以上の課程に在籍している方。
- ◎申請には、アルバイトなどで得た前年の所得基準などの審査があります。
- ◎世帯主（例：親）、配偶者の所得は関係しません。



「納付猶予」制度

保険料を納めるのが難しい50歳未満の方の
保険料を一定期間猶予する制度です。

- ◎50歳未満の方が対象です。（学生は対象外です。）
- ◎申請には、本人（結婚している場合は配偶者を含む）の前年所得などの審査があります。ただし、同居する世帯主（親）の所得は問いません。



免除・猶予・ガクトクを受けた場合、将来受け取る年金額が少なくなります。

将来に受け取る年金額を増やすために

保険料の「追納」ができます。

免除・猶予・ガクトクを受けた場合、保険料を全額納めた場合と比べ、年金額が減額されます。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば免除等を受けた期間の保険料をさかのぼって納める「追納」ができます。

- * ただし、3年度以上さかのぼって保険料を納める場合は、当時の保険料に一定額が加算されます。
- * お申し込みは、年金事務所でお手続きください。

ご存知
ですか？

お手続き

1 手続き先

お手軽に申請できる**電子申請**で
お手続きください。

お近くの**市区町村の年金窓口**または
年金事務所、郵送でもお手続き可能です。



ご本人



電子申請



年金事務所・
市区町村の年金窓口

1 必要書類

窓口の場合、以下の書類も必要

(学生の場合)
学生証または
在学証明書

(失業の場合)
雇用保険
受給資格者証
など

申請書

基礎年金番号の
確認できるもの
(基礎年金番号通知書、
年金手帳等)

- 学生の場合は**学生証**または**在学証明書**、失業の場合は離職日が記載された**雇用保険被保険者離職票**や**雇用保険受給資格者証**などの写しが必要です。
- 窓口申請の申請書は年金事務所または市区町村の年金窓口で配布しているほか、日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。
- 窓口申請の場合、**基礎年金番号通知書**や**年金手帳**等、**基礎年金番号の確認できるもの**が必要になりますのでご持参ください。
- 申請内容により提出いただく書類が異なりますので、事前に年金事務所または市区町村の年金窓口でご確認ください。

1 手続きの流れ

1 電子申請、
または窓口、郵送で
申請書を提出ください。

電子申請はマイナポータルで申請してください。
窓口申請の場合、市区町村の年金窓口
またはお近くの年金事務所にお越しください。
郵送の場合、申請書は日本年金機構の
ホームページからダウンロードできます。

2 審査は2～3ヵ月
かかります。

審査にあたっては、市区町村などから
文書・電話などでお問い合わせする
場合があります。

*ただし、必要書類が整わない場合にはさらに期間を要する
場合があります。

4 免除・猶予・
ガクトクの承認。

「免除・猶予」が承認された場合の
適用期間は7月～翌年6月、ガクトクは
4月～翌年3月までの1年間です。

*原則、毎年申請が必要です。

3 審査通知書
を送ります。

日本年金機構より「審査結果」の
通知書を送ります。

パンフレットをご覧のみなさまへ



「免除・猶予・学生納付特例」制度の申請や
年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは _____

ねんきん加入者
ダイヤル

0570-003-004 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

(東京) 03-6630-2525 (一般電話)

受付時間

月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

詳細については、お近くの年金事務所
または市区町村の窓口にお問い合わせください。